別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	三ヶ尻地区（三ヶ尻、拾六間、新堀新田）	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	206.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	179.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	44.2ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	23ha
（備考）	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

現在の耕作者は高齢化しており、新たな受け手の確保が必要。また、機械等の共同化が進んでいなく、個人農家の農業機械の更新もできていない状況となっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三ヶ尻地区は、新幹線北側の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が中心となり担うほか、現在の担い手も耕作していく。新幹線南側の農地利用は、認定農業者2経営体が中心となり担うほか、現在の担い手も耕作していく。
また、外部からの新規参入も促進することにより対応していく。

新堀新田地区は、担い手3経営体が中心となり担っていく。
拾六間地区は、市街化が進んでいるため農業利用ではない形となっていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	K氏	水稲　麦	9.8 ha	水稲　麦	14.8 ha	新堀新田
認農	K氏	水稲	8 ha	水稲	8 ha	三ヶ尻
認農	G氏	水稲　麦	2.3 ha	水稲　麦	2.3 ha	三ヶ尻
認農法	F法人	水稲　麦	15 ha	水稲　麦	25 ha	三ヶ尻
認農	T氏	ぶどう	1.3 ha	ぶどう	1.3 ha	三ヶ尻
認農	N氏	水稲　大豆　野菜　麦	4.6 ha	水稲　大豆　野菜　麦	5.6 ha	三ヶ尻
集	三尻営農組合	麦　大豆	74 ha	麦　大豆	79 ha	三ヶ尻地区内
認農	Y氏	水稲　麦	4.3 ha	水稲　麦	4.3 ha	三ヶ尻
認農	I氏	水稲　麦	1.4 ha	水稲　麦	2.4 ha	新堀新田
認農	O氏	水稲	2.7 ha	水稲	3.7 ha	三ヶ尻
認農	H氏	水稲　麦	4.7 ha	水稲　麦	4.7 ha	三ヶ尻
計	11経営体		128.1 ha		151.1 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、
　法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は
　「到達」と記載します。
注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向 　貸付け等の意向が確認された農地は、279筆、313,639.18㎡となっている。
農地中間管理機構の活用方針 　三ヶ尻地区を重点実施地区とし、令和元年度に1期目として45haを対象に実施し、27haを集積した。今後は、実施地区を広げていくとともに、すでに実施した地区では、中心経営体がリタイヤした場合には、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

5　2の課題を解決するための話し合いで出た意見

担い手不足対策 　①外部からの新規参入を進めるとともに、研修農場の体制を整え、研修生の受け入れもできればと考えている。また、定年退職者に農業従事してもらえるような方法を考える。 　②高齢化により、農作物の出荷が負担となるため、軽量化を図っていきたい。 　③畦畔や用水路等の管理（草刈り等）を共同化する。
設備投資対策 　農業機械への投資が難しいため、リタイヤする農家の機械を利用できるように情報共有の仕組み作りを行っていければ。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	210,584.52	ー	103,054.66

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。